

令和5年度第1回四街道市保健福祉審議会 会議次第

令和5年5月25日（木）13:30～  
四街道市役所5階第1会議室

1 開 会

2 諮 問

3 議 題

- ① 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画の策定について
  - ・ 計画の概要及び策定スケジュール
- ② 第2次健康よっかいどう21プランについて
  - ・ 中間評価及び計画改定
- ③ 部会の設置について

4 閉 会

## 四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

### 第9期計画の策定について

#### 1. 計画の概要

高齢者保健福祉計画は老人福祉法第20条の8に、介護保険事業計画は介護保険法第117条にそれぞれ基づき策定するものであり、両計画は密接に関連していることから、介護保険事業計画に合わせて3年ごとに一体的に策定しています。

「高齢者保健福祉計画」は、高齢者の心身の健康の保持に資するための事業や、高齢者の健康づくりのための主体的活動への支援策等も含めた保健・福祉全般にわたるサービス提供体制を確保する計画として策定するものです。

「介護保険事業計画」は、要支援・要介護認定者等が、心身の状況に応じた介護保険サービスを受けられる体制を確保する計画として策定するものであり、計画期間中の特別養護老人ホーム等の入所施設等の施設整備や、介護保険料は本計画に位置づけます。

(介護保険料は本計画に基づいて介護保険条例を改正)

#### 2. 計画期間

令和6年度～8年度（3年間）

#### 3. 市民参加

##### ①アンケート調査

- ・在宅介護実態調査（要支援・要介護認定者）1,600名
- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（一般高齢者・要支援認定者）3,000名

※両アンケート共に国から設問が示されている。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査に関しては、JAGES 機構と研究協定を締結し実施した「健康とくらしの調査」の中に含まれている。（令和4年12月に実施済）

##### ②市民・介護事業者からの意見聴取

##### ③保健福祉審議会及び高齢者部会

- ・本会2回、部会3回程度の開催を予定

##### ④パブリックコメント

#### 4. 庁内検討体制

「四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置。4回程度の開催を予定。

四街道市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画 第9期計画 策定スケジュール

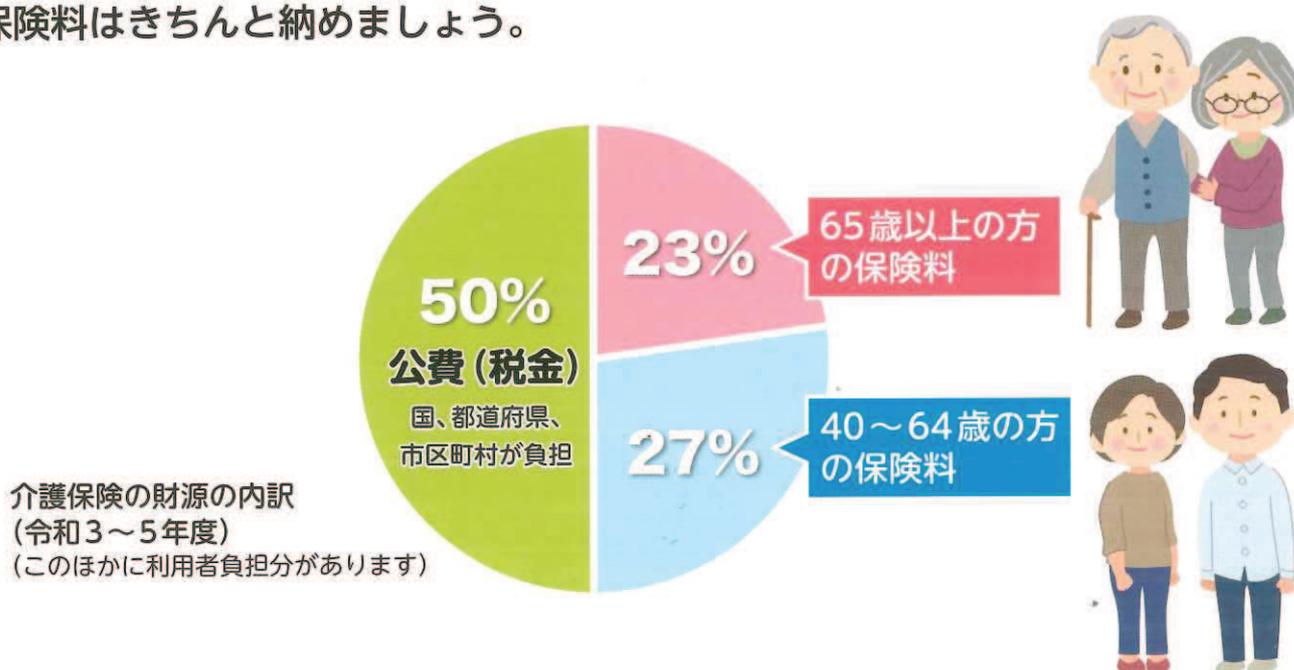
項目	月												備考				
	R5 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6 1月	2月	3月					
1. アンケート調査		①②			発送 回収												在宅介護実態調査 1,600名 ※「ニーズ調査」はJAGES機構によ りR4.12実施済み
2. 意見聴取					実施												市民・介護事業者等
3. 策定委員会 (庁内委員会)		①						②			③			④			
4. 保健福祉審議会			①													②	
5. 高齢者部会								①								③	保健福祉審議会に部会を設置
6. パブリックコメント																意見募集	意見募集期間30日 ※2/1市政日より
7. その他					8期計画の 進捗状況調査 集計・分析・評価					個別事業の 文案調整							
特記事項	<p>アンケート調査 ①調査項目の確定 ②対象者リストの作成</p> <p>策定委員会 ①諮問・高齢者部会の設置・スケジュール ②計画進捗評価・アンケート速報値報告・意見交換会報告・計画骨子案 ③計画素案・介護保険サービス見込量(案)・介護保険料(案)等 ④計画最終案</p> <p>保健福祉審議会 ①諮問・高齢者部会の設置・スケジュール ②計画最終案・答申</p> <p>高齢者部会 ①計画進捗評価・アンケート速報値報告・意見交換会報告・計画骨子案 ②計画素案・介護保険サービス見込量(案)・介護保険料(案)等 ③計画最終案</p> <p>議会報告 令和4年度3月議会(教育民生常任委員会協議会)計画の概要及びスケジュール説明 令和5年度3月議会(教育民生常任委員会協議会)計画の概要説明</p>																

## 介護保険料の決まり方・納め方

# 社会全体で介護保険を支えています

介護保険は、国や都道府県、市区町村が負担する「公費(税金)」と、みなさん一人ひとりが納める「介護保険料」を財源として運営されています。

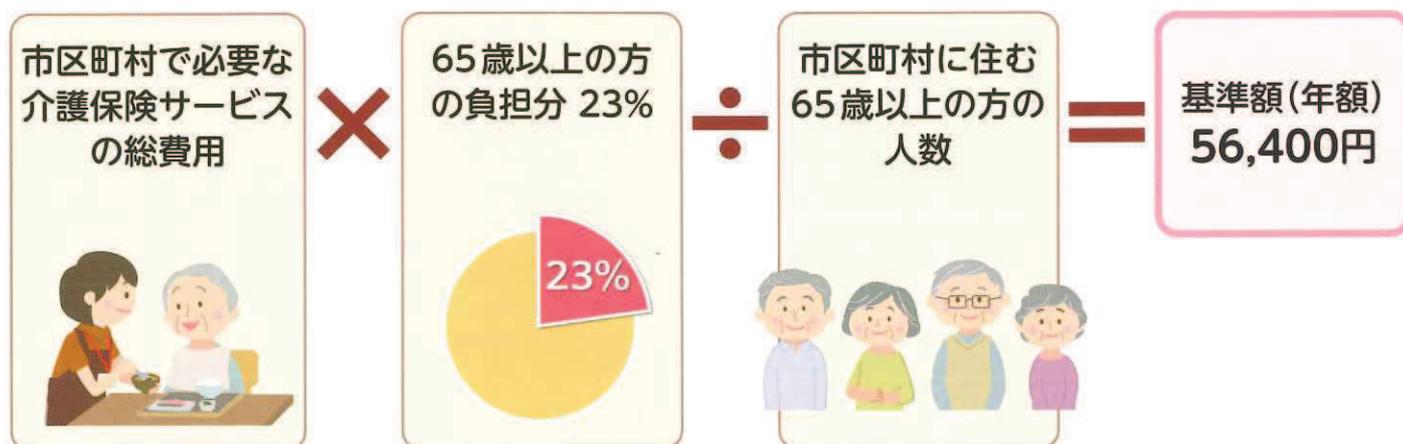
介護保険料はきちんと納めましょう。



## ● 65歳以上の方の介護保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、市区町村の介護保険サービスの費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

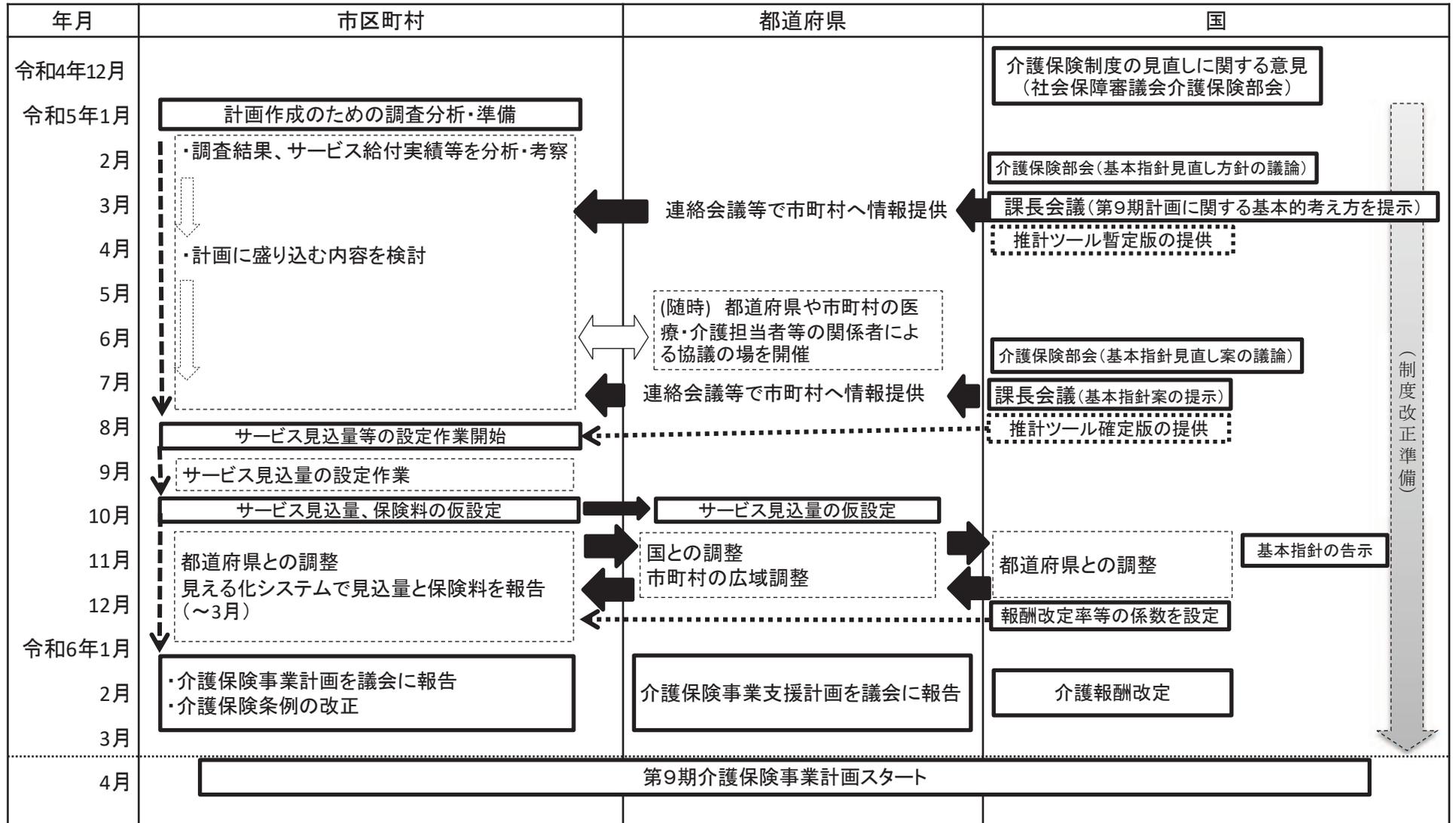
### 基準額の決まり方



基準額とは、各所得段階において介護保険料を決める基準となる額のことです。

介護保険料は、基準額をもとに、所得の低い方などの負担が大きくなるよう本人や世帯の課税状況や所得に応じて決まります。

## 第9期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R5.2.27時点)



## 第 2 次健康よつかいどう 21 プランの中間評価及び計画改定

### 1 目的

第 2 次健康よつかいどう 21 プラン（以下「プラン」という。）が 10 年間の長期にわたることから、平成 30 年度のプラン開始から令和 4 年度までの市の取り組みや健康づくりの目標値の達成状況を分析し、今後、重点的に取り組むべき課題を整理するため、令和 5 年度に中間評価を行い、必要に応じてプランの見直しを行います。

### 2 中間評価の基本的な方針

今年度実施する評価については、中間評価であることを考慮し、以下の方針を基本とします。

- ①「基本的な考え方」「プランの体系」「目標」については、国・県の計画改定等の要因がない限り、原則、変更しないこととします。
- ②「取り組みの方向性」「数値目標」については、評価結果を踏まえた見直しを行い、変更した場合には、「行政の主な取り組み」も再考します。  
また、変更がない場合でも、実績値の上がらない事業や、計画当初と取り組みが変更した事業については修正を検討します。

### 3 昨年度の取組

#### ①市民意識調査

プランの中間評価の基礎資料とするため、市民の皆様の健康に関する意識や行動、今後の健康づくりに関するご意見などをお聞きする市民意識調査を、市民 3,500 人を対象に実施しました。

調査対象者は、20 歳から 79 歳までの男女 2,000 人、中学 2 年生及び高校 2 年生の男女 750 人、幼稚園年中（年度年齢 5 歳）及び小学 5 年生の保護者 750 人で、9 月に実施しました。

#### ②関係団体意見交換会

計画に定めた施策の推進にかかわっていただいている関係機関との意見交換会を令和 5 年 1 月～3 月の期間で実施し、現場からの意見をいただきました。

#### ③実施状況調査

例年実施しているプランにおける取組状況に加え、中間評価における計画期間全体の評価、課題と方向性、事業内容の確認を行いました。

今年度も同調査を実施し、再確認します。

### 4 実施体制

- ①保健福祉審議会
- ②保健福祉審議会健康づくり部会
- ③第 2 次健康よつかいどう 21 プラン（改定版）策定委員会

※第2次健康よっかいどう 21 プラン中間評価業務委託

契約期間 令和5年4月1日～令和6年3月31日

契約相手 株式会社 シティ・プランニング

委託業務内容 ※契約時

- 1 統計・分析・評価・課題抽出
- 2 施策方針の提案
- 3 改定計画素案、原案、最終案の作成
- 4 パブリックコメントの実施支援
- 5 改定計画書の作成、印刷
- 6 改定計画概要版、周知リーフレット作成、印刷
- 7 会議等運営支援

5 スケジュールについて

別紙

